平成２２年（フ）第３８２号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―616号
債務者　北野　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４１８号
兵庫県伊丹市堀池４丁目６番１―７号
債務者　桑崎　恭子（旧姓三原）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４２４号
兵庫県宝塚市長尾台１丁目16番13号
債務者　森本由美子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４０９号
徳島県板野郡藍住町東中富字長江傍示86番地
債務者　森　　弓恵
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８５号
佐賀県伊万里市山代町峰6545番地41
債務者　種元　光佑
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１８８号
佐賀県武雄市山内町大字鳥海20779番地
債務者　江口美由紀（旧姓倉村）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１９９号
佐賀県鹿島市大字重ノ木乙3028番地６アメリカパン寮
債務者　森田　辰郎
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２０２号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治1387番地10
債務者　黒岩　愛子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２０３号
佐賀県藤津郡太良町大字大浦乙1903番地１
債務者　成冨美和子（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２０５号
佐賀県伊万里市立花町1604番地１
債務者　岩下アヤ子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２０６号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和37番地７
債務者　飯田　正昭
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２７１号
富山市上滝307番地
債務者　富永美和子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３６８号
愛知県尾張旭市旭前町新田洞4969番地１　里水マンションＢ―401
債務者　磯村　明石
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３６３号
神戸市北区有野台５丁目１番Ｂ20棟403号
債務者　加峰　益代
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８５号
神戸市垂水区向陽２丁目１番１―206号
債務者　柳楽さおり
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１９８号
神戸市長田区長田天神町１丁目19番18―905号
債務者　四方　　優
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１９９号
神戸市垂水区南多聞台１丁目９番Ｂ―317号
債務者　藤原智恵子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０７号
神戸市須磨区大手町３丁目４番９号メゾン大手ドウ201号
債務者　西上　　恵
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部